

令和三年

彌彦神社

かゆうらしんじ
粥占神事

すみおきしんじ
炭置神事

占定書

御釜の内		水氣あり											
一切草木	川幸	海幸	小豆	大豆	晚稻	中稻	早稻	こがい(蚕)	たばこ	うり	果物	かゆうら神事	すみおき神事
八分	七分五厘	六分五厘	七分	八分五厘	九分	七分	六分	八分五厘	五分	八分	八分五厘	一月	月
十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	月	てり風少	
てり雨	てり	てり	てり	てり	てり	雨	雨	雨	てり	てり		すみおき神事	

この占定書は、当社で数年前の昔から、毎年一月十五日夕刻から十六日未明にかけ、古伝によつて行なわれる粥占・炭置神事で神占せられた本年の作物や魚撈の豊凶と月々の天候であります。(冬期間の「てり」は雪、「雨少」は雨が少しある意)伊夜日子大神様は、この地方開発の大祖神で、農耕、魚撈、造林、酒造をはじめ工鉱業など産業の基を開かれ、その育成発展をお護り下さる大神様であります。殊にこの神事は、宮司以下が奉仕して頗る厳重に行なわれ、その神占は農家の深い信仰を以て重宝せられておりますので、崇敬者の求めにより、印刷し頒つものであります。

令和三年一月十六日